

平成28年6月6日  
28愛薬国保第28号

事業主組合員様

愛知県薬剤師国民健康保険組合  
理事長 亀井春枝

組合員資格確認のための現況調査について（お願い）

組合員の皆様には、日頃から当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、組合員の資格確認については、会計検査院の組合員無資格問題の指摘を受け、厚生労働省及び愛知県当局から資格確認の調査を定期的に行い組合運営の適正化を図るよう指導されているところです。

つきましては、下記により組合員現況調査を実施いたしますので、ご多忙のところ恐れ入りますがご協力をお願いいたします。なお、この調査票の提出がない場合は、現在の組合員資格の確認ができないため本年8月に更新する被保険者証について、従業員組合員の方並びに被保険者であるご家族の方の被保険者証も含めて発送を見合わせる事となりますので、是非、期限内にご提出いただきますようお願いいたします。（平成28年1月1日以降加入の組合員は、調査対象外です。）

記

- 1 提出していただく書類（事業主・従業員別々に郵送してください。）
  - (1) 「組合員現況調査票」（同封の調査票）
  - (2) 「個人番号（マイナンバー）通知カード」（コピー）  
事業主、従業員及びそのご家族等被保険者全員の分を添付してください。  
個人番号通知カードに記載の住所から転居されている方は、直近の住民票を合わせて提出してください。
  - (3) 次のいずれか
    - ア 法人又は従業員5人以上の個人事業所  
「健康保険適用除外承認証」又は「健康保険標準報酬決定通知書」（コピー）
    - イ 個人事業所  
「給与台帳」、「出勤簿」（コピー）など従業員の雇用が証明できるもの
- 2 提出方法 ・調査事項は個人情報のため同封の特定記録用の返信用封筒を使用し郵便局窓口で郵送してください。問合せ番号が記載された受領証が交付されますので大切に保管してください。  
・お手数ですがホッチキスなどで一式留めて提出をお願いします。
- 3 提出期限 平成28年6月17日（金）までに投函してください。

この調査に関するお問い合わせは、

愛知県薬剤師国民健康保険組合 電話（052）238-6650

裏面に（参考）「愛知県薬剤師国保に継続加入できる方」

## (参考) 愛知県薬剤師国保に継続加入できる方

愛知県薬剤師国民健康保険組合の組合員として継続加入できる方は、次のとおりです。

- 1 事業主組合員の方（次の①から③すべてに該当する必要があります。）
  - ① 愛知県薬剤師会又は愛知県薬業協同組合に加入している方
  - ② 愛知県内で薬局若しくは医薬品販売業を経営する方及び薬局・医薬品販売若しくは医療機関等において薬剤師の業務に従事する方（下記:判定基準）
  - ③ 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県のいずれかに住所を有する方

ただし、経営する店舗が「法人の事業所」又は「従業員が5人以上いる個人の事業所」は健康保険の適用事業所となりますが、すでに年金事務所（旧社会保険事務所）へ「健康保険適用除外承認申請」を行い適用除外承認を受けている方

- 2 従業員組合員の方（1の事業主組合員に雇用される方で、次の①及び②に該当する必要があります。）
  - ① 愛知県内で薬局又は医薬品販売に従事する方
  - ② 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県のいずれかに住所を有する方

※ 組合員資格は、上記のように薬局等の経営や薬局等での販売従事など薬業に関わる業務に従事している必要があります。

※ ご家族で他の健康保険に加入のない方は、薬剤師国保の被保険者となります。

### 薬剤師の業務に従事する者であることの判定基準

- 一 病院、診療所及び介護老人施設等において薬剤師の業務に従事する者
- 二 医療関係者を育成する教育機関等の講師等
- 三 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
- 四 学校薬剤師等
- 五 健診業務等に携わる者
- 六 研究機関等において医療に関する調査・研究を行う者
- 七 愛知県薬剤師国民健康保険組合、愛知県薬剤師会及び愛知県薬業協同組合の役員、委員及び議員等
- 八 第一号から第七号に類する業務に従事する方で理事長が認める者

平成28年6月

従業員組合員様

愛知県薬剤師国民健康保険組合

理事長 亀井春枝

組合員資格確認のための現況調査について（お願い）

組合員の皆様には、日頃から当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、組合員の資格確認については、会計検査院の組合員無資格問題の指摘を受け、厚生労働省及び愛知県当局から資格確認の調査を定期的に行い組合運営の適正化を図るよう指導されているところです。

つきましては、下記により組合員現況調査を実施いたしますので、ご多忙のところ恐れ入りますがご協力をお願いいたします。なお、この調査票の提出がない場合は、現在の組合員資格の確認ができないため本年8月に更新する被保険者証について、ご家族の方の被保険者証も含めて発送を見合わせる事となりますので、是非、期限内にご提出いただきますようお願いいたします。（平成28年1月1日以降加入の組合員は、調査対象外です。）

#### 記

#### 1 提出していただく書類

(1) 「組合員現況調査票（従業員用）」

(2) 「個人番号（マイナンバー）通知カード」（コピー）

従業員組合員及びそのご家族等被保険者全員の分を添付してください。

個人番号通知カードに記載の住所から転居されている方は、直近の住民票を合わせて提出してください。

2 提出方法 ・調査事項は個人情報のため別添の特定記録用の返信用封筒を使用し郵便局窓口で郵送してください。問合せ番号が記載された受領証が交付されますので大切に保管してください。

・お手数ですがホッチキスなどで一式留めて提出をお願いします。

3 提出期限 平成28年6月17日（金）までに投函してください。

この調査に関するお問い合わせは、

愛知県薬剤師国民健康保険組合 電話（052）238-6650